

高槻病院における公的研究費等の相談窓口・通報窓口

公的研究費等の事務処理手続及び使用ルール等に関する相談や通報等（院内外からの不正の疑いの指摘や、本人からの申し出など）を受け付ける窓口を設置しております。

公的研究費等の事務処理手続及び使用ルールに関する相談は臨床研究センター、研究活動に関する相談は臨床研究センター長に、お問い合わせください。

事務処理手続き、使用に関する院内外からの相談窓口

相談部署	高槻病院 臨床研究センター
電話で相談	072-681-3801
e-mail で通報	tgh-rinsyoukenkyu@ajk.takatsuki-hp.or.jp
書面で相談	〒569-1192 大阪高槻市古曽部町 1-3-13 社会医療法人愛仁会 高槻病院 臨床研究センター 宛
相談時間	9：00～17：00

研究活動に関する相談窓口

相談部署	高槻病院 臨床研究センター
担当者	臨床研究センター長
電話で相談	072-681-3801
e-mail で通報	yoshikawa.norishige@aijinkai-group.com
書面で相談	〒569-1192 大阪高槻市古曽部町 1-3-13 社会医療法人愛仁会 高槻病院 臨床研究センター長 宛
相談時間	9：00～17：00

研究費の不正使用、研究の不正行為に関する相談や通報は管理科にお問い合わせください。

研究費の不正使用、研究の不正行為に関する相談・通報窓口

相談部署	高槻病院 管理科
担 当 者	事務部長（内部監査室室長）
電話で通報	0 7 2 - 6 8 1 - 3 8 0 1
e-mail で通報	tgh-rinsyoukenkyu@ajk.takatsuki-hp.or.jp
書面で通報	〒569-1192

大阪高槻市古曽部町 1-3-13
社会医療法人愛仁会 高槻病院 事務部長 宛

* 面談、電話、電子メール、または文書で受付けます。

電子メールまたは文書で通報する場合は、次ページの「高槻病院通報シート」に記入してお送りください。

* 通報者等が、このことを理由に不利益な取扱いを受けることはありません。万一、不利益を生じた場合には回復措置を講じます。

* 次に掲げる通報を行ってははいけません。

- 虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報
- 個人の私生活を乱したり、プライバシーを著しく侵害することを目的とする通報
- 他人の業務等に支障を及ぼすことを目的とする通報

調査の結果、悪意による虚偽の通報であると判断したときは、そのことについて当該通報者およびその通報者が所属する当該部局の長（または関係機関の長）に通知するとともに、当該通報者に対しては、必要な措置を講じます。

高槻病院通報シート

通報日：西暦 年 月 日

1. 通報者の氏名及び所属（できる限り実名での通報にご協力ください。匿名の場合、事実関係の調査を十分に行うことができない可能性があります。）			
氏 名	・ 匿名希望		
所 属			
2. 通報者の連絡先及び連絡方法			
3. 通報内容（できる限り具体的に記載してください。）			
(1) 不正を行ったとする者の氏名及び所属			
氏 名		所 属	
(2) 具体的な内容			
研究資金元（わかる範囲で）			
研究課題名（わかる範囲で）			
発生日時 （不正行為等の発生時期）			
発生場所 （不正行為等の発生場所）			
不正内容 （不正行為等の内容）			
4. 証拠の有無（有の場合は、その内容を記載してください。） 有 ・ 無			
(有の場合、その内容)			
5. 受理・不受理決定通知の希望の有無（匿名での通報の場合は、通知できません。）			
希望する ・ 希望しない			

受付日	受付者
-----	-----

公益通報手続きについて

公益通報者保護制度は、国民生活の安心や安全を脅かすことになる事業者の法令違反の発生と被害の防止を図る観点から、公益のために事業者の法令違反行為を通報した事業者内部の労働者に対する解雇等の不利益な取扱いを禁止するものです。

1. 公益通報の条件

- ・通報者が通報の対象となる事業者へ労務提供している労働者であることのほか、必要と認められるその他の者
- ・通報に不正の目的がないこと
- ・法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしていること
- ・通報内容が真実であると証明できること

2. 公益通報の方法

通報の対象となる法令違反事実について、法的な権限に基づく勧告等の権限を有している行政機関に通報すること（どの行政機関が「処分等の権限を有する行政機関」にあたるかは各研究費によって違います）。

3. 主な研究費配分機関の通報先

厚生労働省

(1) 書面（郵送）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省大臣官房総務課行政相談室

(2) F A X 厚生労働省大臣官房総務課行政相談室 03-3595-3047

日本学術振興会

《 研究費の不正使用 》

(1) 書面（郵送）

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 麹町ビジネスセンター
独立行政法人日本学術振興会 外部通報窓口

(2) 電子メール

tsuho-madoguchi@jsps.go.jp

次ページの通報シート(別紙様式)に記入し、封書で送付、または電子メールに添付して送信。

《 研究行為の不正 》

(1) 書面（郵送）

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 独立行政法人 日本学術振興会
総務企画部企画情報課 宛

(2) T E L

総務企画部企画情報課 03-3263-1803

受付時間 平日 9:30~17:30

(3) F A X

総務企画部企画情報課 03-3237-8483

(4) 電子メール

meyasubako@jsps.go.jp

通報日：西暦 年 月 日

通報シート（日本学術振興会）

1. 通報者の氏名及び所属（できる限り実名での通報にご協力ください。匿名の場合、事実関係の調査を十分に行うことができない可能性があります。）			
氏 名		所 属	
2. 通報者の連絡先及び連絡方法			
3. 通報内容（できる限り具体的に記載してください。）			
(1) 通報対象者の氏名及び所属			
氏 名		所 属	
(2) 具体的な内容			
いつ 〔違法行為等〕 の発生時期			
どこで 〔違法行為等〕 の発生場所			
何を 〔違法行為等〕 の内容			
4. 証拠の有無（有の場合は、その内容を記載してください。）			
有 ・ 無			
(有の場合、その内容)			
5. 受理・不受理決定通知の希望の有無（匿名での通報の場合は、通知できません。）			
希望する ・ 希望しない			
通報窓口記載欄			